

○ 財務省告示第十五号
平成十一年十二月五条第十一項の規則（平成十一年大蔵省規則）
平成十一年十二月七日より告示する。
國庫短期証券（第七十二回）

財務大臣 菅直人

二 一 行 二 令
の法発号名称及び記
條律行項及のび根
の法振用替等替法の適
四 行 方 法

「を場で競争う札価振の以律社一十一法会百資十財
国定特あ争入。」へ格替適下へ平成十三年法
債め別つ入札に以を機用「平成十三年法」へ
市る参て札發によ「争は受けるも」とい
場も加、「と行る価に日けるも」とい
特の者財同「発行格付本銀のう。」
別にご務時と行競し銀行のう。
参考よと大にい「以争て行るとし。」
加るに臣行う。下入行とし。
者発応がわ。」
・行募各れ及「札わすれ。」
第へ限國るび価「れ。」
I以度債入価格とる。そ規
非下額市札格競い入の定。

九 八	七 ロ イ 振 額 最 低 替 額 単 位 振 替 法 の 規 定 に よ る 振 替 口 座 簿	六 ロ イ 行 争 非 者 特 国 入 価 込 入 価 ・ 別 債 札 格 第 參 市 發 競 金 發 競 I 加 場 行 爭 額	五 方 募 入 価 法 入 札 格 決 定 行 争 の
千 万 円 規 定 に よ る 振 替 口 座 簿	三四四五 千千千兆 百四円二 八百千 十三九 円十九 億一億 九六 千六 五千四 四十 十四 万	千額 万面 円金 額 で 四 千 四百 四百 四十 一一 億三	込募各当も各 み限国ての申 の度債るか込 応額市。らみ 募の場その 額範特のう を圃別応ち 割内参募応 りに加額募 当お者を価 ていご順格 るてと次の 。各の割高 申応りい

十 六	十 五	十 四	十 三	十 二	口	十 イ	十 発
払 者	入 場	元 債		債 行	争 非 者	特 国	入 價 発
込 札	所 金	還		還 入 價	・ 別 債	札 格 行	行 行
期 参	支 金			期 札 格	第 参 市	發 競 價	
日 加	払 額			限 發 競	I 加 場	行 争 格	日
平 成 二 十 一 年 十 二 月 七 日	財 務 大 臣 か ら 通 知 を 受 け た 者	日 額 本 面 銀 金 行 額 を と 、 百 支 き 債 二 円 払 は 還 に う 、 期 つ 。 そ が 月 き の 銀 百 翌 行 営 休 業 業 日 に	償 当 た 成 る し 二 十 、 十 二 月 三 月 十 五 日	平 た だ 二 、 三 月 三 月 五 日	十 領 入 價 札 格 第 一 加 場	募 六 面 八 額 八 額 百 丈 六 円 毛 上 に つ き 九 九 九 九 九 九	額 六 面 錢 金 八 額 百 丈 以 円 上 に つ き 九 九 九 九 九 九
					額	十 領 八 額 百 丈 六 円 毛 上 に つ き 九 九 九 九 九 九	額 の 整 載 数 又 倍 は の 記 金 錄 額 は 、 よ 最 低 も 額 の 面 と 金